

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿

東大環第 48 号
平成 29 年 5 月 24 日

報告者

住所 東京都文京区本郷

氏名 国立大学法人東京大学

学長 五神 真

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 事務室 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科 原子力専攻 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-22
防災訓練実施年月日	平成 29 年 3 月 17 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	地震の影響により、原子炉室の大型蒸留装置の配管が損傷するとともに、排風機室内のフィルターが脱落する。これにより放射性物質を含むミストが放出され、原子力災害対策特別措置法第 10 条及び第 15 条に該当する事象に至る。
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	①原子力防災要員の招集、防災組織の編成等の初動対応訓練 ②関係機関等への通報連絡訓練 ③事象発生現場における応急措置訓練 ④周辺警備訓練 ⑤プレス発表訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり

防災訓練の結果の概要

1. 訓練の目的

原子炉施設における緊急事態を想定した総合的な訓練を実施することで、原子力防災組織が有効に機能すること、また防災要員の知識の習得及び技術の向上を図り、対策活動の有効性の評価、防災業務計画の見直し等を行うことを目的として実施した。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

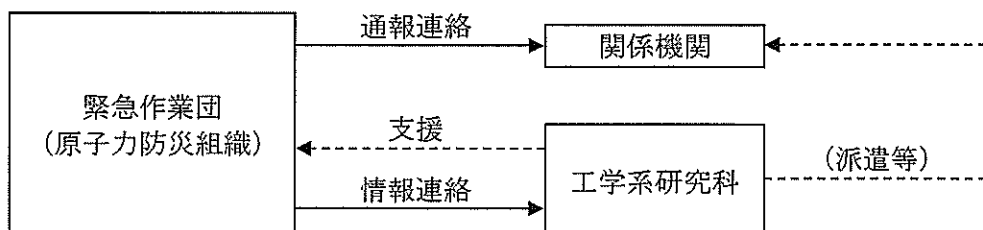
平成29年3月17日（金）13:35～15:20

(2) 対象施設

原子炉施設

3. 実施体制、評価方法及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価方法

訓練終了後に反省会を実施、各班による自己評価並びに原子力専攻外の第三者による評価を実施し、対応の実効性等について評価を受け、改善点等の抽出等を行った。

(3) 参加人数：39名（プレーヤー36名、コントローラー1名、評価者2名）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

(1) 想定事象

地震の影響により、原子炉室の大型蒸留装置の配管が損傷するとともに、排風機室内のフィルターが脱落する。これにより放射性物質を含むミストが放出され、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条及び第15条に該当する事象に至る。

(2) 訓練概要

- ①廃止措置計画に基づく蒸留作業を原子炉制御室にて遠隔監視していたところ、地震（東海村で震度6弱）が発生し、当日の作業責任者が設備の非常停止を指示する。
- ②原子力事業者防災業務計画に定めている「警戒事象」に該当するため、防災組織である緊急作業団が編成される。
- ③設備点検において、放射線モニタの指示値上昇及びモニタリングポスト（1台）の値が5 μ Sv/h以上を検出し、原災法第10条及び第15条に定める事象に発展する。
- ④状況分析により、蒸留装置配管の損傷及び排風機フィルターの脱落と判断。原子炉棟を封鎖し、現場対応部隊は排風気室に入域して、応急措置（汚染の確認、フィルター補修等）を実施する。

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 原子力防災要員の招集、原子力防災組織の編成等の初動対応訓練
構内放送により要員の参集を指示、速やかに防災組織である緊急作業団を編成し、状況の引継ぎを明確にすること。
- (2) 関係機関等への通報連絡訓練
原災法第10条及び第15条に該当する事象としての判断をし、直ちに関係機関に電話による連絡を行うとともに、一斉FAXにより情報を発信すること。
- (3) 事象発生現場における応急措置訓練
設備の緊急停止及び原子力災害の拡大防止のため空調を停止、原子炉棟を封鎖する。放射線防護装備を装着して、排風機室にあるフィルターの補修を模擬する。
- (4) 周辺警備訓練
敷地周辺の警備強化及び在室人員の確認等を行う。
- (5) プレス発表訓練
緊急作業団本部から送られてくる情報を使用して、模擬記者への説明を行う。

7. 前回の防災訓練における改善点への対応

- (1) 防災組織の編成等について
参集時の人員点呼を迅速に実施し、団長の指示のもと状況に応じた適切な人員配置を実施、ビブスの着用が徹底されていた。
- (2) 現場対応活動について
放射線防護装備を実際に装着し、その他放射線測定設備等の取扱いについて習熟することができた。
- (3) プレス発表について
プレス発表文を用意し、質疑応答も含めた模擬記者会見を実施した。

8. 訓練の評価

- (1) 原子力防災要員の招集、原子力防災組織の編成等の初動対応訓練
 - ①地震発生から約2分後に、原子力防災組織である緊急作業団の編成の指示が、構内放送を使用して実施され、その後速やかに原子炉制御室に本部が設置された。
 - ②緊急作業団長（以下「団長」という。）は当日の作業責任者から状況の引継ぎを受けた後、警備班に対し学生等の安否確認を指示し、その報告を受けた。
 - ③支援組織である工学系研究科にERCへの人員派遣を依頼し、オフサイトセンター及びプレス発表の要員を緊急作業団本部から派遣した。
- (2) 関係機関等への通報連絡訓練
 - ①得られた情報は、迅速にホワイトボードを使用して整理、記録を行うことができた。
 - ②原災法第10条該当事象発生から7分後に、異常事態発生の電話連絡（第0報）を実施、同16分後に第1報を一斉FAXで送信することができたが、FAX送信文の画像が不鮮明となってしまった。また、全ての関係機関等にFAX確認の電話が終了したのは、特定事象の発生から37分後であり、通報連絡時間のさらなる短縮を目指す。
 - ③原災法第15条該当事象に至ったとの通報は、第1報にて同時に行った。
 - ④通報連絡の進捗状況については、状況確認用ソフトを用い、大型ディスプレイ等を使用して緊急作業団本部内で共有することができた。
 - ⑤特定事象の発生時刻に原因となった地震の発生時刻を記入、最後まで誤りに気がつかずチェック体制でのフォローが十分に機能していなかった。
- (3) 事象発生現場における応急措置訓練
 - ①団長は、原子炉室内の放射線モニタ及びモニタリングポストの指示値上昇から、蒸留装置配管の損傷及び排風機フィルターの脱落と判断し、空調の停止及び原子炉棟の封鎖を指示した。
 - ②現場対応部隊は団長の指示により、放射線モニタリングや汚染の有無を確認後、フィルター補修作業（模擬）を実施した。
 - ③現場入域の際に放射線防護装備を装着した

(4) 周辺警備訓練

①正門に警備要員を増員し、各建屋において在室人員の確認を実施した。

(5) プレス発表訓練

①派遣要員には電子メールを使用して、FAX送信文及び時系列を随時送信した。

②原災法第10条及び第15条該当事象に至った理由及び応急措置について説明した。

③被ばく者の有無等について、発表文と説明に相違があった。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 通報連絡について

①電話確認について時間短縮を目指す。また、FAXでは写真や注書きについて判読が困難な場合もあるため、カラー画像を白黒化した後の送信や電子メールを利用しての情報提供を検討する。

②記載漏れか否かの判断ができるように、記載欄は全て埋めるようにする。

③通報文作成時の誤記入を防ぐために、ホワイトボード等に重要な事案が発生した時刻を明示する。

(2) プレス発表について

①プレス発表文の雛形等をあらかじめ用意しておく。

②発表内容の再確認を対策本部とプレス発表者との間で実施し、齟齬がないようにする。

(3) 防災業務計画の見直しについて

①様式の一部について、見直しを検討する。